

一般社団法人 香川県管工事業協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人香川県管工事業協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、管工事業者相互間及び関連業者との連絡を緊密にし、広く知識を内外に求め、建築設備の進歩改善を促すことによって管工事業界の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 管工事業の技術及び安全衛生管理に関する調査研究並びにその普及
- (2) 管工事業に関する情報及び資料の収集
- (3) 管工事業の技術向上に関する講演会・講習会・見学会等の開催
- (4) コンプライアンスの確保・向上及び社会貢献活動の普及
- (5) 官公庁その他関係機関に対する建議・請願及びその諮問に対する答申
- (6) 管工事業の普及及び啓発のための機関紙発行等による広報並びに書籍の斡旋
- (7) 防災等緊急時における応急活動
- (8) 地球環境問題等に関する設備技術の研究、普及、及び協力
- (9) その他この会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は香川県において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 建設業法により管工事業の許可を受けた香川県内に本店、支店又は常設的な営業所を有する設備工事業者で、この法人の目的に賛同して入会した団体であつて、次条の規定によりこの会の正会員となったもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業を賛助するに当たり、入会した個人又は法人

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、正会員 2 名以上の推薦をもって、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎期、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を、正当な理由なく 1 年以上履行せず、かつ、催告に応じない場合で、理事会が退会を決議したとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、総正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付屬明細書の承認
- (3) 会員の経費負担の額（会費及び入会金規則）
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分

- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
- (8) 役員報酬の額の決定

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2. 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3. 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事会が招集の必要を認めたとき
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2. 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席できない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

第17条 総会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が細則に定める。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事又は監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合においては、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び議長が出席会員の中から指名する2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、1名以上3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。ただし、専務理事又は監事のうち1名に限り会員以外から選任することができる。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。
3. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第28条 この法人は、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、学識経験者又はこの法人に多大の貢献のあった者の中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、又は会長の要請ある場合は、理事会に出席して意見を述べるることができる。
4. 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
5. 顧問及び相談役の任期は、役員任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の業務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
2. 前項第(3)号の選定において、再任は妨げないものとする。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
3. 理事会は、同一事業年度内に6回以上開催する。また、理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったときに開催する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議長は、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会の設置等)

第34条 第4条に規定する事業を積極的に推進するため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - イ 会費
 - ロ 入会金
 - ハ 寄附金品
 - ニ 事業に伴う収入
 - ホ 資産から生ずる収入
 - ヘ その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会で定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及びこれに伴う予算書は、事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、総会において出席者の3分の2以上の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2. 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。
3. 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において総正会員の4分の3以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2. 総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得て解散する。

(剰余金)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分及び譲り受け)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

(残余財産の処分)

第46条 解散後の残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第48条 職員の任免は、会長が行う。

第11章 雑 則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所内の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人香川県管工事業協会の会員であるものは、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日にこの会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法 法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人香川県管工事業協会の諸規則等は、一般社団法人香川県管工事業協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 この会の最初の会長は、森崎敏彦とする。

附則

昭和49年	7月27日	制定
昭和54年	5月8日	改正
昭和56年	7月16日	改正
昭和58年	7月8日	改正
昭和59年	2月14日	改正
平成17年	12月26日	改正
平成24年	4月1日	改正
平成27年	5月18日	改正